

第2章 分限・懲戒

○東総地区広域市町村圏事務組合職員の分限に関する条例

昭和 46 年 9 月 27 日
条 例 第 12 号

改正 令和 2 年 2 月 26 日条例第2号

改正 令和 5 年 2 月 28 日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき職員の意に反する降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果の手續および効果に関し規定することを目的とする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降格することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務の遂行

に必要な適格性を欠く場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合であって、その職務の級に分類されている職務の遂行が可能であると認められるときは、その意に反して、これを降号することができる。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第5条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定により職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定により職員を休職する場合又は第3条第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合においては、医師を指定して、あらかじめ診断を行なわせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第6条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項及び第2項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第7条 休職者は職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

- 2 休職者には休職の期間中、東総地区広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和46年東総地区広域市町村圏事務組合条例第7号）第2条において準用する匝瑳市職員の給与に関する条例（平成18年匝瑳市条例第45号）又は、東総地区広域市町村圏事務組合職員会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東総地区広域市町村圏事務組合条例第1号）第2条において準用する匝瑳市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年匝瑳市条例第12号）で特別の定めがある場合を除くほか、いかなる給与も支給しない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し昭和46年9月20日から適用する。
- （降給に関する経過措置）
- 2 東総地区広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和46年条例第7号）第2条において準用する匝瑳市職員の給与に関する条例（平成18年匝瑳市条例第45号。以下「匝瑳市給与条例」という。）附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに東総地区広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第2条において準用する匝瑳市職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条第2項の規定は、匝瑳市給与条例附則第15項の規定による降給については、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員に対し、管理者の定めるところにより、同項の規定により給料月額が異動することとなった旨の通知をするものとする。

附 則（令和2年2月26日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日条例第 5 号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。